

## PTA の法的地位（2）

星野 豊

- 1 序……本稿の課題
- 2 PTA に関する近時の裁判例
  - (1) 公立高校 PTA の解散と PTA 雇用職員の地位（以上、67号）
  - (2) PTA への加入意思の有無と保護者の活動との関係（以上、本号）
  - (3) PTA からの脱会者と PTA 活動との関係
- 3 PTA の法的地位の再検討
- 4 今後における PTA のあり方

### （2） PTA への加入意思の有無と保護者の活動との関係<sup>8</sup>

現在の各学校における PTA については、その組織や活動について規制する法律等が特になく、理論的な位置づけも曖昧なまま現実の活動が行われていることが少なくないため、PTA の活動や組織に対して明確な異議が述べられた場合には、法律上の紛争に発展しやすい。公立小学校の PTA に対する保護者の入会意思の有無が争われた、熊本地判平成28年2月25日平成26年（ワ）992号は、PTA の活動の法律上の性格と保護者の活動との関係について改めて考えてみるための、典型的な事案ということができる。

**【事実】** 本件の原告保護者 X は、平成21年8月頃、養育する子 A 及び B と共に、本件公立 Y 小学校校区に転居し、A らは Y 小学校に転入した。本件の被告 Y 小学校 PTA（以下、「Y 小 PTA」という）は、Y 小学校に通う児童の保護者と Y 小学校の教職員とにより構成され、児童の福祉と会員の教養とを高めることを目的とする団体である。

---

8 本件については、星野豊「PTA への入会意思と個々の保護者の活動との関係」月刊高校教育2016年8月号92頁参照。

Aらは、転入直後、転入手続に関する他の書類と共に、Y小PTAの発行に係る、「私たちのY小PTA」と題する冊子（以下、「本件冊子」という）を持ち帰った。本件冊子には、Y小学校に関する一般的な説明のほか、Y小PTAに関する一般的な説明、及び、Y小PTAの会則等が掲載されており、Y小学校の児童の保護者及び教職員が構成員となる資格を有すること、Y小PTAが任意団体であること、Y小PTAとしては構成員となる資格を有する者全員に加入を働きかけていること、本件冊子の配布を以て入会のご了承をさせていただくこととしていること、児童の卒業、転出等により退会となること、等が記載されていた。

Xは、AらがY小学校に転入して以降、平成23年3月頃までの間、Y小PTAが学校を介して児童らに配布した「PTA会費納入袋」との文字が印刷されている封筒に、PTA会費と同額の金員を入れ、Y小PTAに対して計9750円を支払った。また、Xは、平成23年度から25年度にかけて、計5回程、保護者により行われる防犯パトロールに参加した。

AがY小学校を卒業してC中学校に入学した平成23年4月、Xは、C中学校にはPTA会費の減免制度があることを知り、Y小PTAに対して会費の減免を申し入れたところ、前例がないため時間がかかるとの回答を得た。その後、翌平成24年2月、XはY小PTAに対し、「PTA退会のお願い」と題する書面を差し入れ、平成23年4月以降についての会費の支払を行わないようになり、代わりに、月額150円をカンパの名目でY小PTAに支払うようになった。これに対してY小PTA会長は、平成24年3月末頃、Xに対して「PTA会費納入のお願い」と題する書面を交付し、同書面中で、XがY小PTAの会則の掲載された本件冊子を受領した以上、児童がY小学校に在籍している限りPTAは退会できないため、会費を納入してほしい旨を述べたが、約2年経過した後の平成26年2月半ば、書面により、Y小PTAが入退会自由の団体であることを認め、児童が在籍している限りPTAを退会できないとした部分を撤回して謝罪した。

本件は、以上の事実関係の下で、XがY小PTAに対し、XがY小PTAに入会した事実がないにもかかわらず、Y小PTAが会費を納入させたことが不法行為に当たる等と主張して、支払済の金員9750円のほか、慰謝料約19万円、計20万円の損害賠償の支払を求めた事案である。

**【判旨】** 請求棄却。

「上記の経緯からすると、XはA及びBがY小に転入した当初、PTAが入退会自由の団体であることを認識しておらず、したがって、PTAには必ず入会しなければならない、あるいは、子どもが小学校に在籍することにより当然に会員となっているものと認識して会費を納入していたと認めるのが相当であり、遅くともY小に転入後、最初に会費を納入した時点において、XはY小PTAの会員となり、また、X自身も自らが会員であるとの認識を有していたというべきである。」

「本件冊子の交付、その後の会費納入袋の交付及び納入袋を使用した会費の納入という一連の流れからすると、Y小PTAが主張するとおり本件冊子の交付をもって入会の申込みと捉えることができるかはさておくとしても、会員ではないのに会費を納入する必要性も合理性も見出しがたいことに鑑みれば、遅くともXが会費納入袋を使用して会費を納入し、Y小PTAがこれを受領した時点において、XとY小PTAとの間で入会についての黙示的な申込みと承諾の合致があったものと認められる。」

「Xは、Y小PTAに会費を納入した時点において、PTAが学校とは別組織という認識がなく、会費は教材費等の校納金と同趣旨のものと認識していたと主張」するが、「Y小PTAの会費納入袋には「PTA会費納入袋」と明記されており、PTAという団体の会費であることは明白であって、」Xの上記供述は、「要するにPTAが当然入会しなければならない団体であり、会費は必ず支払わなければならないと誤信していたということを表しているに過ぎないというべきである。そして、仮にXが上記のように誤信していたとしても、Xが会員となっていなかったということにはならない。」

「また、Xは、平成24年2月にY小PTAに対し退会の申入れをしたことにつき、それまでも会員であることの認識はなかったが、他に適当な言葉が思いつかなかったために退会という言葉を使用したに過ぎないと供述する。しかし、Xの上記供述は、「XがY小PTAに提出した退会申入れの書面……には本来Xは会員ではないという趣旨の記載はまったく見当たらず、かえって、「個人的な経済的な理由でこちらの待ち時間切れとなりましたのでPTAは脱会させていただきます。私にとって年額¥4550の支払いはきびしいのだけで無く、行われている活動も何の役に立っているのかよくわかりません。」という、会員であることを前提とした表現しかなされていなく、整合しない。」

「以上によれば、XはY小PTAに入会していたと認めるのが相当である」から、Xの主張するY小PTAによる不法行為は、XがY小PTAの会員でなかったとの前提を欠くものであり、また、Xが支払った会費がY小PTAの不当利得となるものでもない。

本件は、公立小学校PTAに対して保護者が提起した訴訟であり、Xの主張した「PTAによる強制加入」の問題に加えて、裁判所がPTAの法的地位についてどのような判断を下すかが、関係者から注目されていた事案であった。しかしながら、前記のとおり裁判所は、本件におけるXのY小PTAに対する「PTA会費納入袋」を使用したPTA会費相当額の金員を支払っていたこと、Xが防犯パトロールに参加していたこと、及び、XがY小PTAに対して「退会」の申入れをしたこと等の事実から、Xの主張の前提としての「XがY小PTA会員でなかった」との事実がない、と判断し、Xの請求を棄却したものである。

訴訟の中でどのような前提事実を基にどのような請求を行うかは、基本的に原告の自由な判断に委ねられる事項であり、また、民事訴訟の制度趣旨は、両当事者間で争いのある事実を証拠に基づいて認定し、原告の請求が法律上の正当性を有するか否かを判断することにあるから、裁判所の認定した事実とXの主張した前提事実とが異なるものとされた以上、本判決がPTAの法的地位に関する一般論に全く踏み込まなかったことは、少なくとも違法というわけではない<sup>9</sup>。従って、裁判所の判決においてPTAの活動に関する判断を一般論として示させるためには、かかる一般論を訴訟における主要な争点とするほかなく、具体的には、PTAの個々の活動それ自体の合法性を争うほかないであろう<sup>10</sup>。

---

9 実際、本件の事実関係からすれば、Xが、退会に際してY小PTAから不当な取扱いを受けた、と主張して慰謝料を請求していた場合には、裁判所の判断が本判決と完全に同一とはならなかった可能性があるように思われる。さらに、本件訴訟は、当初はY小PTAではなく、PTA会長個人を被告として提起されていたものであり、この点からしても、Xが本件訴訟を提起した実質的な原因は、Xの退会に際してのY小PTAの対応にあったと考えることが自然であろう。

10 現在多くの学校で行われているPTAの活動のうち、近い将来紛争が生ずる可能性がある局面としては、前項で示したPTA雇用職員が公立学校の業務の一部を担当していた場合のほか、PTAの支出により、公立学校の行事に関する費用、あるいは、施設備品ないし消耗品の購入が行われていた場合等が挙げられる。PTAにより行われる支出は、当該PTAの内部においては、当該PTAの規則に従い、意思決定機関の決議ないし承認を経ていさえすれば問題が生じないものであるが、それにより利益を受ける公立学校の側においては、公立学校のうち特定の学校のみに対する特定の目的を示した寄附を、当該公立学校を設置管理

他方、本件を離れて一般論としてPTAと個々の保護者の活動との関係について考えてみると、両者の関係について法律上明快な説明を加えることには、意外に難しい部分がある。参考となりうる最高裁判例としては、県営住宅の居住者により構成される自治会から、一部の居住者が脱会することの可否が争われた事案である、最判平成17年4月26日平成16年（受）1742号があり<sup>11</sup>、第一審以来各審級での判断が少なからず揺れ動く部分があったが<sup>12</sup>、最高裁は、自治会からの脱会是个々の居

---

する公的機関の規則等の下でそのまま受け入れることができるかが、他の学校との公平の維持等の観点から、法律上の問題点として疑問が生ずることとなる。しかしながら、この公平さの問題を回避するために、多くの公的機関で行われている慣行に従い、かかる寄附が書類上特定の機関ないし特定の目的のための支出ということだけでなく、寄附受領者の裁量を広く認める目的無制限の寄附という形式を採ろうとすると、寄附を受けた公的機関側の裁量により、寄附者である当該PTAの実質的意思と異なる学校ないし目的のために当該寄附が充てられる等、寄附者である当該PTAの意思が実質的に反映されない事態が生ずる可能性が否定できない。この場合には、寄附者の実質的な寄附目的との関係で寄附自体の有効性が争われるほか、寄附を受けた公的機関の行使した裁量の合法性ないし妥当性が、法律上争われる可能性があるものと思われる。

11 同事件に対する評釈として、鎌野邦樹・判評565号11頁、前田雅子・地方自治判例百選（第4版）12頁、中村肇・法の支配141号86頁、塩崎勤・民事法情報230号82頁、良永和隆・ハイローヤー254号66頁、平野裕之・私法判例リマックス33号6頁、星野豊・法時78巻11号90頁がある。

12 第1審であるさいたま地判平成16年1月27日平成15年（ワ）1986号は、住宅自治会が民法上の組合に当たるとし、本件退会の申入れは自治会にとって不利益な時期における脱退であり、民法678条1項但書の「やむを得ない事由がある場合」に当たらないから、本件退会申入れは無効であるとして、自治会の請求を全部認容した。これに対して第2審である東京高判平成16年7月15日平成16年（ネ）946号は、自治会は権利能力のない社団であるとして第一審の判断を変更したものの、結論として居住者の控訴を棄却した。すなわち、住宅自治会は、団地の入居者による共用施設の共同使用や、環境、防犯等における共通の利害関係を基盤として、入居者全員の協力により適切な対処を図ることを目的として設立されたものであり、自治会の会員は、共用施設の利用や良好な居住環境の確保等の公共的な利益を享受する一方、これらの利益の享受に対する対価として共益費の支払義務を負うほか、自治会を運営するために自治会費を負担するものであるから、原則として、特定の思想、信条や個人的な感情から自治会に対して退会を申し入れることは条理上許されない、とされたのである。ところが、当該退会者に同調して退会した他の居住者に対する別訴である東京高判平成16年5月26日平成16年（ネ）945号においては、住宅自治会は権利能力のない社団であるから、組合からの脱退に関する民法の規定を適用又は類推適用することは許されず、自治会の規約に退会を制限する規定もない以上、自治会からの退会は原則として入居者の自由であり、ただ、共益費については、本件団地の生活上共通の利益のために賄われる費用として、入居者が入居に際し自治会に対して共益費を支払うことを承諾したものであるから、自治会からの退会にかかわらず、共益費の支払義務は消滅しない、とされ、自治会の請求を、退会時期以降における自治会費相当分につき棄却すべきであるとの判決が下された。要するに、全く同一事実の事案で、かつ、各当事者が各事件で全く同一の主張を行っていたにもかかわらず、高裁段階での判断が分かれる結果となっていたわけである。

住者の判断により自由に行うことができるけれども、県営住宅の賃貸借契約上、居住者は賃貸人である県との間で、自治会に共益費の管理を委ねる旨合意していたものであり、自治会費については支払う必要はないが、共益費については継続的に自治会に対して支払うべき旨を命じている。この最高裁判例からすると、個々の保護者がPTAから脱退すること自体は自由であっても、PTA会費相当額の支払をなお継続する必要がある、とされる可能性もないわけではないが、県営住宅自治会の場合と異なり、公立の小中学校における在学関係については、児童生徒の在籍に関する「契約関係」が学校と保護者との間に締結されているわけではないから<sup>13</sup>、PTAの活動に対する個々の保護者との関係については、なお考察を重ねる必要がある。

この点に関し近時主張されることが多い見解として、PTAについてはこれを規律する法律等がない以上、民法上の任意団体としての要件を充たすべきであり、保護者の入会については明示の意思表示を必要とすべく、児童生徒の在籍等とPTAとの入会を連動させることは「違法」である、というものがある<sup>14</sup>。しかしながら、

13 これに対して、私立学校における在学関係や、国公立学校の中で入学選抜試験を実施し、入学希望者が当該学校に対して入学願書を提出するものについては、当該学校に対して児童生徒が入学する際に、学校と児童生徒ないし保護者との間に「在学契約」が形成されることが考えられることから、前記の最高裁判例の判示が適用される可能性が十分高いものと考えて差し支えない。もっとも、この場合でも、公立小中学校における在学関係と、私立学校ないし入学選抜試験を行う学校における在学関係とで、PTAに関する法律構成を別に考えるべきであるのか、私立学校等における在学契約という構成を公立小中学校にも類推適用し、保護者が異議なく児童生徒を当該学校に入学させたことを以て、契約類似の法律関係が形成されたものとするべきであるのか、あるいは、学校と児童生徒ないし保護者との間に在学契約関係があるか否かにかかわらず、一般論として共通するPTAに関する法律構成を探究すべきであるのかについては、解釈が分かれるところである。本稿では、PTAに関する法律構成についての議論が十分熟しているとは言えない現段階においては、在学契約ないしそれに類する法律関係というある意味で立論のしやすい法律構成に留まるのではなく、PTAに関する全ての学校に共通する法律構成の可能性を探究する価値がなお理論上あるものとの立場を採用したうえで、実験的であることを十分に認識しつつ、この後の議論を進めることとしたい。

14 かかる見解は、インターネット上のブログ等において、現行のPTAに対する批判的見解を展開する論者の中で強く支持されているものであり、これに対する反論は、現在までのところ必ずしも強く主張されていない。しかしながら、このような議論状況が生ずる原因は、圧倒的多数の学校においてPTAが存在し、かかるPTAの活動に対して、圧倒的多数の保護者は、不満を感ずるか否かにかかわらず、必ずしも明確に異議を申し立てないことから、PTAの存在及び活動に関する法律構成が曖昧なまま、事実上PTAの活動が継続している点にあると言わざるを得ない。実際、PTAの活動により負担ないし不満を感ずる者の圧倒的多数は、当該PTAに関与した保護者であるところ、かかる負担は児童生徒の卒業と共にPTAから退会することによって解放される結果となるから、「数年間の辛抱」として敢えて異議申立を行わない選択をする者が、大半であると思われる。従って、現段階においてPTAの活動に関する法律構成ないし活動の合法性ないし妥当性を議論する者は、多く

PTA活動に参加する個々の保護者の積極的な参加意識を高めるために、PTAの入会に際して明示の意思表示を求めることが望ましいと言うことはできても、入会意思の表示方法について特に規制する法律等がない現状においては、PTAの入会の意思表示を認定するための徴表としては、会費の支払、役職ないし負担の引受、意思決定機関としての総会等への参加、あるいは具体的なPTA活動への積極的参加ないし他の構成員との意見交換等々の事実も、「黙示の意思表示」を十分認定できる筈である。従って、明示の意思表示をPTAが入会に際して求めなかったことを以て「違法PTA」と非難することは、法解釈として誤りであるばかりでなく、学校教育上としての議論として観点からも、およそ生産的な議論とは言い難いように思われる<sup>15</sup>。

そもそも、PTAの活動は、個々の保護者が自己の養育する児童生徒のみならず、保護者一般としての立場から、当該学校に在籍する児童生徒全般に対して、いわゆる「大人」からの配慮や支援を行うことを目的とした、公共的ないし社会的な活動として位置づけられるべきものと考えられる。これに対して、近時盛んに行われている議論のように、「完全な任意団体」としての性格のみを強調すると、当該団体としての活動は、構成員及びその養育する児童生徒のみを受益者とするものと理論上ならざるを得ないこととなるが、PTAをこのような「閉じた団体」として位置づけてしまうと、完全に私的な目的を有する団体である筈のPTAが、なぜ児童生徒全体の成長を目的として教育活動を行うべき学校内において活動を許容されるこ

---

の場合PTAに対する不満ないし批判を抱えている者となるわけであり、加えて、PTAの活動が支障なく行われている限り、PTAの活動の根拠と意義とについて理論的に説明する必要性を、PTA関係者が意識することは事実上ない可能性が高いこととなるから、インターネット上におけるPTAに関する議論は、全体的な傾向として、PTAに対する批判的な見解が主流を占める結果となるものと考えられる。

15 もっとも、本件におけるXの主張は、児童が小学校に在籍している限りPTAに参加すべきものと誤って信じていたXに対し、Y小PTAがかかるXの誤信を解くことなく、会費を請求して事実上入会させたことが違法である、とするものである。しかしながら、かかる主張が認められるためには、Xにかかる誤信がY小PTAの行為によって生じ、あるいは少なくともY小PTAの行為によって増幅させられたことを必要とするものと考えらるべきであり、Xに対してY小PTAがいわゆる信認関係上の義務を負うと考えることも困難である。そうすると、前述のとおり、本件におけるY小PTAの行為のうち、Xとの関係で問題となりうるものは、Xが退会の申入をしたことに対して、Xの子らがY小に在籍している限りPTAからは脱退できない旨を述べて、改めて会費を請求したことに求めるほかない。そして、後にY小PTAは、かかる会費の請求等を撤回して謝罪しているわけであるから、結局、本件においてXが請求しうる法律上の請求権は、PTAから退会する旨の申入を行った後、Y小PTAがこれを認めて謝罪するまでの間における、精神的不快感に対する慰謝料の範囲に留まらざるを得ないものと考えられる。

ととなるかが、逆に根拠不明となってしまう。従って、むしろ、憲法26条に規定された、子らに教育を受けさせる保護者としての義務の具体的内容として、保護者が任意に団体を構成して相互の協力により児童生徒の成長に貢献するための活動を行うもの、と考える方が、理論的な観点のみならず、現実の学校教育に対する有益性としても、望ましいものと思われる。他方、この観点に基づくならば、PTAに入会しているか否かによって、学校に在籍する児童生徒の保護者としての地位が変動することはない以上、「PTAの活動」として行われるものであっても、児童生徒の心身の安全を保護するための活動（防犯パトロールなど）や、学校教育を保護者としての立場から支援するための活動（式典時における児童生徒に対する記念品の贈答など）については、PTAに参加しない者やその養育する子を、当該保護者がPTAに参加していないことの一事を以て、直ちに排除することはできない、との考え方が導かれることとなるが、かかる解釈の妥当性についても、今後さらに検討する必要があるであろう。

本件は、Xによって控訴されており、平成28年8月末現在、福岡高裁に係属中である（福岡高裁平成28年（ネ）301号）<sup>16</sup>。

（未完）

（人文社会系准教授）

---

16 本件の原告支持者により管理されているブログによると、平成28年8月現在、本件では和解協議が進行中であり、X側は、Y小PTAに対して、当該PTAが任意団体であって、入退会が自由であることを明確に全ての保護者に対して示したうえで入会の勧誘をすべきこと等を内容とする和解条件を提示しているのに対し、Y小PTA側は、PTAが任意団体であること及び退会者に対して不利益を与えないことは認めるものの、これを全ての保護者に対して明示することに対しては受け入れられないとの応答をしており、なお和解協議が継続する見通しとのことである。『PTAと学校問題を考える会』「8月30日にPTA裁判（和解）が福岡高裁で行われました。」（2016年9月5日0時40分付）